

令和6年度
世羅中学校生活のきまり



自主 友愛 創造

() 年 () 組 () 番

氏名 ()

第1章

〔目的〕

生徒一人一人が集団生活の中で、安心安全な学校生活を通して、学校教育目標を達成する視点から本きまりを定める。

〔基本方針〕

学校教育目標『自ら考え、判断し、行動できる生徒の育成』
育成を目指す資質・能力「主体性」「協働性」「創造性」の実現に向け、
「安全で安心した学校生活を保障し、生徒一人一人が持てる力を最大限に発揮できる学校」の
風土づくりを目指す。

第2章

〔学校生活に関すること〕

1 日課・時程について

- ① 朝は余裕をもって登校し、8：25には読書を始めるようにする。(始業は8：25)
 ※ 8：25のチャイムが鳴り始めた時点で、着席していない場合は遅刻となる。
 ※ 欠席、または遅刻する場合は、8：25までに学びポケット、または学校へ電話連絡し、遅刻して登校した場合は、職員室に登校したことを報告してから教室へ入る。
- ② 朝会のある水曜は8：15に教室前に整列して移動する。朝会の始まりを8：20とする。
- ③ 下校時刻は次のとおりとする。
- ・朝練習 7：30～8：00 (顧問が指導を行う場合に限る)
 - ・3月から郡中駅伝 ～17：20 (17：30)
 - ・郡中駅伝から10月末、2月 ～17：10 (17：20)
 - ・11月から1月末 ～16：50 (17：00) ()内は完全下校時刻
- ※ 下校とは、片付け・着替え等を済ませ、校門の外に出た状態をいう。
 (ただし、迎えやバスの時間待ちをする場合は、会議室で学習活動をする。)

週日課時程表					
時程	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
8：10	職員朝会		(職朝なし)	職員朝会	
8：20					
8：25	(10分間読書)	(10分間読書)	生徒朝会	(10分間読書)	(10分間読書)
8：40	朝の会	朝の会		朝の会	朝の会
8：45	1 校 時				
9：35	2 校 時				
9：45	3 校 時				
10：35	4 校 時				
10：45	給食準備・給食				
11：35	休 憩				
11：45	5 校 時				
12：35	6 校 時				
13：10	6 校 時		14：30～14：40 帰りの会	6 校 時	
13：25			※14：50完全下校		
13：30	掃 除			掃 除	
14：20					
14：30	掃 除			掃 除	
15：20					
15：25	掃 除			掃 除	
15：35					
15：45	掃 除			掃 除	
15：55					
	部活動時間				
	○ 3月から郡中駅伝		～17：20 (17：30)		
	○ 郡中駅伝後から10月末・2月		～17：10 (17：20)		
	○ 11月から1月末		～16：50 (17：00)	()内は完全下校時刻	

2 学習規律の確立について

■ 次の約束事を守って、規律のある楽しい授業にしていきましょう。

- 1 忘れ物は事前に申告する。
- 2 着ベルをする。(特に移動教室の場合は、移動時間に注意して遅れないようにする。)
- 3 遅刻をしたり、途中で退出したりするときには必ず先生に申し出る。
- 4 机の上に学習道具を準備しておく。(次の授業準備をしてから休憩をする。)
- 5 授業の始めと終わりのあいさつは、学級委員が号令をかけて全員できちんで行う。

<学級委員>全体を見渡して大きい声で

<全員>大きい声で

*初め 先生が来られたら「起立、これから〇〇の学習を始めます。」「はい。」

いすを机の中に入れる

【先生：お願いします。】

「礼。」

【先生：はい】 「着席」

「お願いします。」

(礼をする)

「失礼します。」

*終わり 授業が終わったら「起立、これで〇〇の学習を終わります。」「はい。」

【先生：ありがとうございました。】

「礼。」

【先生：はい】

「ありがとうございました。」

(礼をする)

6 私語をせず、授業に集中し、諸活動に一生懸命取り組む。

7 先生の話や発言者の発表をよく聞く。

<聞き方>

- (1) 発言者の方に向けて、最後までよく聞く。
- (2) 発表に対する反応をする。
- (3) 他の人の間違いや失敗を笑ったり、ばかにしたりしない。
- (4) どんな考えも大切に、尊重する。

(例)

・「いいです。」・「同じです。」・「賛成です。」

・「分かりました。」・うなずき

8 わからないことや意見を積極的に発言する。

<発言の仕方>

- (1) 発言したい時は挙手し、指名されたら返事をし、起立して行う。
- (2) 学級全体に聞こえる声で、最後まではっきりと話す。
- (3) 「3ポイント発言」(①つなぐ、②結論、③理由)を意識して発言する。

(例)

「私も同じです。」

「□□くんにつけ足します。」

「〇〇さんと似ていますが…。」

「僕は□□さんとは違う考えで…」

(例)

「私は、〇〇だと思います。」

「僕は、〇〇と考えます。」

「〇〇に賛成です。」

(例)

「理由は…です。」

「それは…だからです。」

「理由は3つあります。」

1つ目は…。2つ目は…。

3つ目は…。

9 各教科係は、教科担任の先生とよく連絡をとり、学級のみんなが学習しやすいように活動する。

＜教科係の活動＞

- (1) 授業始めの指示、点検を行う。
- (2) 授業終了時に授業のまとめを言う。号令のあとに先生に授業評価・次時の予定・持参物を聞き、教科連絡ノートに記入する。
- (3) 帰りの会で授業の感想と先生の授業評価を発表する。
- (4) 時間割に教科の予定があれば、連絡事項や、課題、持参物等の連絡を黒板に書く。
- (5) 提出物の集配や点検を行う。
- (6) 授業後に教科係が黒板をきれいにする。

3 定期試験について

年間5回の定期試験を行う。(1学期：中間・期末、2学期：中間・期末、3学期：学年末)

- 試験範囲・時間割は、試験2週間前に発表する。
- 試験1週間前から試験最終日の朝までの部活動を停止とする。(ただし、校長の承認を得た場合は認める。)
- 質問・気分が悪い・床に物が落ちた場合、静かに挙手をして監督の先生に知らせる。
- テスト前に机の中に物が入っていないこと、ポケットの中には、ハンカチ・ティッシュ以外の物は入っていないことを確認する。テスト中は、物の貸し借り・私語などカンニングと思われる言動はしない。

※ 不正行為があった場合、その教科の点が0点となります。

4 生徒会活動について

- 生徒会活動については、生徒会規約で定める。
- 部活動は、希望制の入部とする。
(試験1週間前から試験最終日の朝までの部活動を停止とする。ただし、校長の承認を得た場合は認める。)

部 活 動	
運 動 部	文 化 部
軟式野球部 陸上競技部 サッカー部 卓球部 バスケットボール部 (男子) バレーボール部 (女子) ソフトテニス部 (女子)	吹奏楽部 文化技術部

5 身なりについて

① 服装等に関する規定

制 服	<p>《冬服》 ・ブレザー…指定店のもの ・白のポロシャツ…規定のもの ・ズボンまたはスカート…指定店のもの（紺系のチェック）</p> <p>《夏服》 ・白のポロシャツ…規定のもの （クールビズ期間中は第一ボタンを外してもよい） ・ズボンまたはスカート…指定店のもの（紺系のチェック）</p> <p>《ベルト》 ・ズボン着用ときは、ベルトを使うこと ・黒・紺・茶の無地 （ラインや色模様、金属の装飾、つく棒が複数のものや、穴に金属の飾りがあるものは不可）</p>
	<p>※ 夏のズボン、スカートは指定店のもの。冬服で通年過ごしてもよい。</p> <p>※ ポロシャツの裾は、ズボン・スカートの中に入れる。</p> <p>※ ポロシャツやブレザーの袖を折り曲げてはいけぬ。体温調整は、長袖か半袖かを使い分けることで行うこと。</p> <p>※ ポロシャツ、半袖体操シャツの下、柄物・色物の肌着等の着用を禁止する。</p> <p>※ ブレザー下の衣類は黒または紺色のベスト、セーター、カーディガンを着用する。セーター等の袖は手首まで、着丈は裾からはみ出ないようにする。（トレーナー、パーカー、フード付きは不可）</p> <p>※ 移行期間は設けぬ。（令和5年度2学期より）</p> <p>※ スカートの長さはひざ裏半分の線がスカートで隠れる長さとする。</p> <p>※ ズボンの腰ばきは禁止する。</p>
名 札	装着式の名札をブレザー又はポロシャツの左胸につける。
靴 下	白の無地で、かかとで半分に折り曲げて、つま先より下腿部が同じか長くなるもの。（ワンポイント、くるぶしソックスは不可。）ストッキングはベージュのみ可。ただし部活動の時はこの限りでなく、華美でないものとする。 ※ 靴下が短い場合は、職員室で貸出用の靴下を借り、後日洗濯をしてから返却する。
上 靴	学校指定店のシューズ（靴底は白のゴム製。色は学年によって異なる。3年間を通じ同色。青・黄・緑）
靴	白の運動靴
体 操 服 等	学校指定店の体操服（冬用体操服上下、半袖体操服、クォーターパンツ） ※ 男女とも同種同色、胸に学校名の文字が入る。 ※ 半袖体操服の裾は、クォーターパンツの中に入れる。 ※ クォーターパンツ・長ズボンの腰ばきは禁止する。 学校指定店の体育館シューズ…黄・青・赤（今年度から赤一色のみ） ※ 必ず記名し、シューズ袋に入れること。 ※ 体育館以外での使用は原則禁止。

- 授業、部活動などで着替える必要がある場合を除いては、制服で学校生活を送る。
- ブレザーを脱いででの活動は認めるが、名札を縫いつけたポロシャツを着用すること。
（したがって、セーターやベスト姿での活動は原則認められない。）
- 下校後に学校に来る場合、休日の部活動での登校時、試合に参加する場合の服装は、制服を着用すること。ただし休日の部活動や大会参加の際は、学校の体操服、部で統一された服装での登下校を認める。

② 頭髪等に関する規定

髪型	<ul style="list-style-type: none"> ・前髪は目にかからないようにすること。必要な場合は黒か紺の細いヘアピンでとめる。 ・髪が肩にかかる場合は黒か紺のゴムを使って、後頭部の位置で結ぶ。 ・特異な髪形、脱色、染色、化粧等を禁止する。
眉毛・爪	眉毛は自然な形で、剃ったり、短くしたりしない。爪も短く切る。

6 所持品について

① 学習・部活動に必要なものを持ってこない。持ち物には名前を書くこと。

通学カバン	学校指定のカバンとする。 ※ アクセサリーを付けない。
サブバッグ	学校指定のバッグとする。 ※ アクセサリーを付けない。 ※ 試合や休日の部活動以外は、サブバッグのみでの登校は禁止。
防寒具	マフラー・手袋・ネックウォーマー・防寒着は黒・紺・茶などの色で、華美でないものとする。また、部活動で定められた防寒着については認める。 ※ 防寒具の着脱は、教室で行ってもよいが、手袋とマフラー、ネックウォーマーは校舎では、はずすこと。
座布団	黒・紺・茶などの色で、華美でないもの。キャラクターものや華美なものは禁止。
貴重品	持参する必要がある場合は、登校したらすぐに先生に預ける。 アクセサリー類の着用は禁止する。
携帯電話等	携帯電話を学校に持って来た場合は担任が預かり、本人・保護者来校の上指導を行い、保護者に直接返却し、管理の徹底をお願いする。
飲料	水筒に入れてお茶を持参する。ただし、毎年度、学校が指示した日から体育大会終了まではスポーツドリンクの持参を許可する。(ただし、気温等を考慮し、延長する場合もある。)また、同期間においてはペットボトルをカバーまたはタオルに包んで持参することも許可する。
制汗グッズ	無臭タイプの汗拭きシート及び消臭スプレーの使用のみを許可する。

※ メモ帳や付箋は、勉強に使用する場合のみ持って来てよい。(手紙でのやり取り等には、使わないこと。)

② スマートフォン等通信機器について

- 学校へのスマートフォン等情報通信機器に関する持ち込みを原則禁止する。
- 全国的にスマートフォン等情報通信機器に関するトラブル等が多く生起していることもあり、家庭でのルール作りや、フィルタリングに努める。
- 本人や友人・知人の画像、固有名詞(学校・個人名)、動画の SNS へのアップをしないととも、ブログ、プロフィール、ホームページ、インスタグラム、ツイッター等は原則開設させない等、保護者の責任において使用させ、問題行動の未然防止に努める。

7 通学について

- 防犯ブザーを携帯するなど、登下校中の身の安全に気をつけること。
- 放課後バスの時間待ちや迎えを待つ場合は、原則会議室で学習活動を行う。
- 登下校時には安全確保のため、反射材・蛍光材を着用する。(特に秋季・冬季は必ず着用すること。)

① 徒歩通学

- 学校近くの生徒は、徒歩で通学するのが望ましい。

② 自転車通学

- 希望の場合は、届け出ること。ステッカー(無料)を交付する。(再交付は100円)
※ 通学用の自転車は、防犯登録が義務付けられており、自転車店あるいは世羅警察署で手続きを行う。
- 安全のために指定のヘルメットを必ず着用する。
- 車種…実用車・スポーツ車(改造ハンドルは不可)
- 電動アシスト付自転車の使用も可とする。ただし、使用する場合には事前に中学校に連携してください。
- 付属品…安全を考えて、最小限にとどめること。
ベル、前照灯、後部反射板、荷台、荷ひもを必ずつける。
※ 通学カバンは背負い、サブバッグ等の荷物は、固定具で荷台に固定する。
- 世羅中学校敷地内では、自転車は押して歩く。

送迎用の駐車場（旧プール跡地）で！

- 東門を出ても、町道との交差点までは自転車に乗らず、押して歩く。
- 交通ルールや交通マナーを守って、自分や他人の命を守って通学する。
- 車待ちをする場合は、プール跡地で待機すること。旧バス停やプール跡地の反対側の歩道側にはたまらない。



③ バス（せらまちタクシー）での通学

- バス停やバスの中でのマナーに注意する。周囲の迷惑にならないようにすること。
- 回数券がなくなる前（残り5枚）に事務室へ届け出ること。回数券は本人のみ使用できると定められており、回数券に渡してはいけない。
- 利用する生徒は、登校したら、その日の帰りの乗車の有無を、事務室前のファイルに必ず記入すること。
- 万が一、回数券がないまま乗車した場合は、運転士に回数券がないことをきちんと伝えること。
- バス通学の生徒も停留所まで自転車を利用する場合は、入学後届出を行い、ヘルメットを着用する。
※ その際利用する自転車については、自転車通学と同じ扱いとする。

8 物品破損について

- 物品の破損については、原則、破損した生徒が弁償する。

9 その他

- ① 登下校時や、休日、長期休業中の部活動の行き帰り途中での買い食い等は禁止する。
- ② 遊戯施設（カラオケ・映画館など）・飲食店・繁華街へ行く場合は保護者同伴とする。
- ③ 長期休業中の生活のきまりについては、別途定め配布する。
- ④ 友人間の宿泊・夜間外出は禁止する。

第3章【学校のきまりに関する指導】

（1）指導の基本

- 学校のきまりに違反した生徒は、保護者に連絡を取るとともに本人への改善指導を行う。改善が見られない場合は、特別な指導を行う。特別な指導とは、保護者・本人来校の上での指導、別室指導等を言う。

（2）学校のきまりの違反に対する指導

① 所持品

- 学習や部活動に必要なものを学校に持ってきた場合は、担任が預かり、保護者に直接返還する。

② 通学

- 通学マナーの悪い生徒は、保護者に連絡を取り、本人に改善指導を行う。
- 自転車通学者の場合、前述の「7 通学について ②自転車通学」の規定に違反した生徒は、
1回目 注意+保護者連絡
2回目以降 注意+保護者連絡+3日間自転車通学禁止
(禁止回数は生徒指導主事が集約する。なお、違反回数の蓄積は学期ごとにリセットする。)
また、交通マナーの悪い生徒も、自転車通学禁止とする。

③ その他

- その他、学校のきまりに違反した生徒は、保護者に連絡を取り、本人に改善指導を行う。
- 保健室の利用は、原則1日1時間とし、静養しても回復しない場合は、保護者に連絡し早退する。

（3）特別な指導

- 以下のような行為等があった場合は、「特別な指導」を行う。
 - ・ 犯罪行為等を行った場合。（暴力行為・窃盗・器物破損・いじめなど）
 - ・ 法規法令に違反した場合。（飲酒・喫煙など）
 - ・ 授業妨害を繰り返した場合。
 - ・ その他、学校の教育上必要と判断した場合。